

# 部落差別問題

一人ひとりが  
部落差別問題を理解し、  
みんなで解決に取り組むために

# はじめに

我が国固有の人権問題である部落差別問題は、これまでの長年の取組によって、生活環境や産業基盤の整備などの面では相当の成果があがっておりますが、結婚問題を中心に差別意識はいまだ存在し、差別意識や偏見の解消が課題として残されています。また、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布など新たな問題も発生しています。

この問題は放っておけば自然になくなるものではありません。差別をなくし、一日も早く問題を解決していくためには、正しく理解すること、昔からの習わしや偏見、世間体などに惑わされずに、人権尊重の視点から見つめ直し、自分に関係のある問題として向き合う姿勢が望まれます。

この冊子は、部落差別問題について知識を深め、その解決に向けたより一層の実践力を養っていただくための資料として編集しました。

人権が尊重される社会づくりをめざして職場や地域などあらゆる人権教育・人権啓発の場においてご活用いただければ幸いです。



# 目次

## 1 部落差別問題とは何か

(1) 部落差別問題とは	1
(2) 正しい知識を身につける	1
(3) 部落はいつごろ、なぜできたのか	3
(4) 近代化と部落問題	3
① 解放令	3
② 差別と解放運動	5
・ 部落改善運動	5
・ 水平社創設	5

## 3 部落差別問題の現在

(1) 人権に関する 県民意識調査の結果	21
(2) 結婚や就職に対する差別	23
(3) 公正採用への取組	25
(4) 身元調査	25
(5) 多様な形態や内容で起きる 差別事象	26

## 2 国・県の取組

(1) 行政の取組	7
1) 国の取組	7
① 戦前の取組	7
・ 融和運動	7
② 戦後まもなくの取組	7
③ 早急な解決をめざして	9
・ 同和対策審議会答申	9
④ 特別措置法	9
・ 特別対策による取組	9
⑤ 特別対策の終了	11
⑥ 国際社会と人権教育	11
⑦ 部落差別解消推進法の施行	13
2) 大分県の取組	15
・ 特別措置法に基づく取組	15
・ 特別措置法の終了	15
(2) 人権教育・人権啓発としての取組	17
1) 国の取組	17
2) 大分県の取組	19

## 4 部落差別問題の 解決を阻むもの

(1) 寝た子を起こすな	27
(2) 忌避意識	28
(3) ステレオタイプ・偏見	28
(4) えせ同和行為	28
(5) 迷信・因習	29
(6) ケガレ意識	29

部落差別解消関係年表 ————— 30

国及び県の人権・同和対策・部落差別解消の経緯 ————— 32

# 1 部落差別問題とは何か

## (1) 部落差別問題とは

日本には、一部の国民が出自や出身地を理由に結婚や就職などの際に不当な扱いを受けたり、差別的言動を受けるといった問題があります。

また、教育や就労産業の面でなお較差が見られます。これが、部落差別を原因とする社会問題、いわゆる同和問題（部落差別問題）であり、日本固有の人権問題です。

部落差別問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、同時に日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

人権は誰もが生まれながらにもっている権利であり、人権が尊重される社会は、あらゆる人が幸せに豊かに暮らしていける社会です。

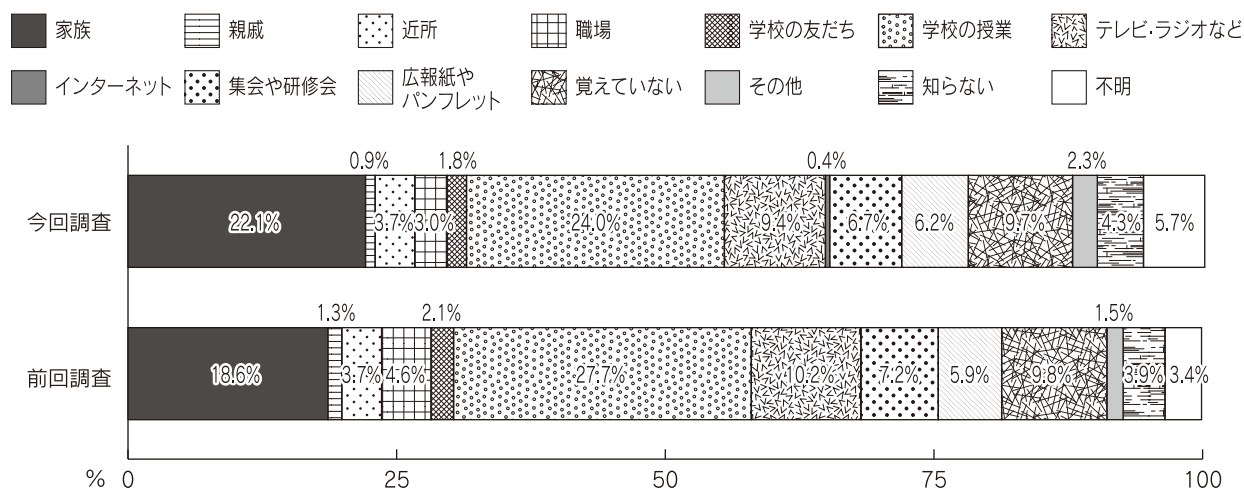
部落差別問題の解決のためには、人権を尊重し、この問題について理解を深めることが必要です。

## (2) 正しい知識を身につける

問題の解決を図るには、正しい知識を身につけることが大切です。正しい知識がなければ、正しい判断はできず、偏見や差別を助長し、ときには加害者になってしまうこともあるのです。

2018（平成30）年に大分県が行った『人権に関する県民意識調査』によると、4.3%の人が、同和問題は知らないと答えています。また、同和問題を初めて知ったきっかけは、「学校の授業」が、最も多くなっています

【同和問題を初めて知ったきっかけ】



## ◇同和対策審議会答申（抜粋）（昭和40年8月11日）

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。（略）

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。

## ◇日本国憲法（抜粋）（昭和22年5月3日施行）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

## ◇世界人権宣言（前文）（1948年12月10日）

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。



### (3) 部落はいつごろ、なぜできたのか

身分制度は近世から始まったものではなく、古代、中世の文献にも記述が見られます。江戸時代に入って、武士、百姓、町人、賤民などの身分が固定され、賤民の人々への差別が強くなり、住む場所や職業が決められ、結婚、服装、食べ物など生活全体を厳しく制限されました。

また、部落問題は、中世後期の被差別民衆やケガレ意識と密接な関係にあるとされています。

被差別民衆は厳しい制約を受けながらも皮革業や履き物業などの産業を担い、医薬・造園や歌舞伎・大道芸、陸運・水運など日本の伝統的な技術、経済基盤を多く支えてきました。

### (4) 近代化と部落問題

#### ① 解放令

明治維新により、徳川幕府が終わり、明治政府は江戸時代の身分制度を廃止するため、1871（明治4）年に太政官布告（いわゆる解放令、賤称廃止令）を出しました。

この解放令によって、制度的な身分に基づく職業や居住の制限は廃止されましたが、民衆のなかにある因習の解消や旧賤民身分の人々の職業の保障、生活環境の改善などの実質的な差別の解消については、十分には取り組みませんでした。

また、1872（明治5）年に編製された最初の近代的な戸籍（壬申戸籍）には、それまでの差別的身分の呼称等が記載されているものもありました。

解放令により、法律・制度の上では平等になったものの、各地で解放令に反対する要求を掲げた反対一揆が起こるなど、被差別地区・被差別部落に住む人々は様々な厳しい差別を受けていました。しかも、それまで被差別地区・被差別部落に住む人々が携わってきた皮革産業や履物業などの部落産業に大資本が進出し、かえって、経済的に苦しくなったともいわれています。

◇解放令の布告は、公会議所における「里数改正」にかかわる提案をきっかけに始まりました。これまで被差別部落の土地は幕府や藩による諸役免除のため路程の距離に入っていませんでした。そのため、実際の距離数が合わない状況にあったので、被差別部落を他の村々と同じ扱いとし、距離を統一することにしました。

これを契機に徴税や国防、天賦人權の観点から部落解放に関する論議が行われ、西欧との対抗のなかで、徴税、徴兵、義務教育などの近代的制度の整備を進めるために解放令は布告されたことから、法的措置としての解放に止まったのです。